

農業経営改善計画の共同申請で 配偶者・後継者も認定農業者に!!

認定農業者が、夫婦や親子等により共同で農業経営を行っている場合には、家族経営協定の締結を要件として農業経営改善計画の共同申請が認められています。共同申請することで、配偶者や後継者等も認定農業者となり、一人一人が地域の担い手農業者として更に活躍できます!! 共同申請は、新たな申請や5年毎の更新の際だけでなく、計画の途中でも変更計画書による申請ができます!!

共同申請の要件

- ☆ 申請者が全て同一の世帯であること、又はかつて同一の世帯に属していたこと
- ☆ 家族経営協定が締結されていること
- ☆ 家族経営協定の取決めが遵守されていること

共同申請の進め方

1 家族経営協定を結びます

ご夫婦や後継者、後継者夫婦などと家族経営協定書を作成して結びます。

2 経営改善計画書(変更計画書)を作ります

申請者欄に、共同申請する申請者全員の氏名等を連記します。家族経営協定と経営改善計画の内容を結びつけると、計画の目標に向けた一人一人の役割や行動計画が更に明確となり、経営改善計画がより実行性の高いものになります。

農業経営改善計画認定申請書の記載方法(例)

共同申請
する場合の

※夫婦、親子等が共同で申請する場合について

夫婦、親子等が共同で同一の農業経営改善計画の認定を申請する場合には、申請者欄の「個人・法人名」欄に全員の氏名、フリガナ、生年月日を連記してください。

▶ 認定申請日を記載してください。

農業経営改善計画認定申請書			年 月 日
申請者	住所 フリガナ	連絡先 フリガナ	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	個人・法人名	代表者氏名 (法人のみ)	
	生年月日・ 法人設立年月日	法人番号	

▶ 申請する行政庁の欄に○を記入して下さい。
また、申請する市町村名又は都道府県名を記入してください。

▶ ※ 法人のみ記載してください。

▶ 【農業従事の態様等の改善に関する現状と目標】欄には、人材確保に向けた就業規則等の整備、相続・経営継承に関する取組等について、現状、目標及びその達成のための措置を記載してください。(複数記載可)

▶ 農業従事の態様等の改善に関する目標について、例示を参考に
① 現状
② 目標
③ その掲げた目標を達成するための具体的な方法を記載してください。

【農業従事の態様等の改善に関する目標の例示】
○人材確保に向けた就業規則等の整備
○相続・経営継承に関する取組
○多様な人材の育成・定着に向けた取組
○家族間の役割分担等(家族経営協定を締結している場合)
○その他改善に向けた取組

▶ 家族経営協定を締結している場合には、
① 家族経営協定を締結していること
② 協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載してください。

- ※ 共同申請は、経営主の計画による所得の目標額を、申請する家族全員で達成することになります。
- ※ 申請書は、各市町村等の様式によりしますので、申請する市町村農政主務課等にお問い合わせください。

3 市町村役場に申請します

① 農業従事の態様等の改善に関する現状と目標・措置	② その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置
<input type="text"/>	<input type="text"/>

まずは、**家族経営協定**を結びましょう!!

◇ **家族経営協定とは…**

農業経営の方針とルールを家事や育児、介護などの家庭生活を含めて家族みんなですべて話し合い、書面にまとめて協定を結ぶものです。締結後は、家族みんなですべてで実行し、経営の改善や目標達成を目指します。協定に沿って実行されているか、経営や家族の状況など必要に応じて、定期的に見直しをすることが大切です。



◇ **制度上のメリットは…**

認定農業者制度

経営改善計画の共同申請により申請者全員が認定農業者となり、地域農業の担い手となることができます。地域計画への参画等により活躍の幅が広がります。

経営開始資金

経営開始資金の特例として、夫婦ともに就農する場合に、家族経営協定を締結する等により共同経営者であることが明確である場合は、夫婦合わせて1.5人分が交付されます。

農業者年金

家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者等は、基本となる保険料(2万円)のうち4,000円～1万円の国庫補助を受けることができます。将来も安心です。

制度資金

農業近代化資金や経営体育成強化資金等の融資を、女性や後継者が本人名義で受けることができます。新たな経営部門の導入や経営規模拡大等に活用できます。

◇ **家族経営協定を結ぶ手順は…**

ステップ1

家族で話し合います

経営と家族の状況を話し合みましょう。項目をあげて文章にすると分かりやすくなります。

ステップ2

協定書をつくります

項目を整理して、協定書を作成します。
経営方針決定への参画、収益の配分などが明確にされていることが必要です。

ステップ3

協定を結びます

家族そろって協定書にサインします。実行性のある協定にするために、農業委員会や普及センターなどの立会いのもとで協定を結びましょう。

ステップ4

定期的に見直します

締結されている内容が実行されているか、経営状況や家族構成など状況に合わせて定期的に見直しましょう。例えばお正月や家族旅行の時など、年1回程度の見直しを協定の項目に書き込むといいでしょう。

取り決めている協定の内容

取決め内容	割合
農業経営の方針決定	94.1%
労働時間・休日	85.6%
農業面の役割分担(作業分担、簿記記帳等)	83.7%
労働報酬(日給・月給)	71.7%
収益の配分(日給・月給以外の利益の分配)	69.0%
経営移譲(継承を含む)	56.0%

資料:農林水産省調べ(令和2年3月31日現在)
注:複数回答。

◇ **共同申請のための協定書は…**

名義人全員が経営方針決定に参画していること、収益が配分されていることなど、実質的に共同経営を行っていることが明確にされていることが必要です。

【共同申請を行うための家族経営協定書の例】

家族経営協定書

協定者全員が経営方針決定に参画

(目的)
第1条 夢を持ち、やりがいのある農業を実現させるため、家族各自の能力を発揮し、円滑な家族関係のもと、我が家の農業と農家生活の健全化を図ることを目的とし、協定書を結ぶ。

(経営方針)
第2条 経営方針、経営計画の策定にあたっては、家族全員が参画して行うものとする。

- 1) 現状維持は衰退につながる。緩やかな規模拡大を進めていく。
- 2) 常にプロ意識を持って農業生産に関わる。
- 3) 経営状況を記帳・把握・分析して、自由な発言の場をもつ。

(経営の役割分担)
第3条 役割分担は次のとおりとする。

- 1) 生産活動の運営に関すること
果 樹 主担当：〈経営主〉 副担当：〈後継者〉
野 菜 主担当：〈後継者〉 副担当：〈経営主〉
直売所 担 当：〈経営主の配偶者〉
- 2) 農業簿記及び青色申告に関すること
主担当：〈経営主の配偶者〉
副担当：〈後継者・後継者の配偶者〉
- 3) 作業日誌の記帳
主担当：〈後継者・後継者の配偶者〉
副担当：〈経営主の配偶者〉

収益が配分されている

(収益分配)
第4条 農業経営から生じた収益については、家族の話し合いにより次のとおりと定める。

- 1) 報酬の種類 月給制
- 2) 支払い期日 月末
- 3) 支払い方法 口座振替
- 4) 特別手当 年2回（8月、12月）
- 5) 金額

対象者	支払い月額	特別手当
経営主	〇〇万円	〇〇万円
経営主の配偶者	〇〇万円	〇〇万円
後継者	〇〇万円	〇〇万円
後継者の配偶者	〇〇万円	〇〇万円

※但し、事情により、この額が著しく不適当になったときは家族協議の上変更することができる。

(労働条件)
第5条
1) 一日の労働時間は、8時間を原則とし、農作業の繁閑により延長又は短縮することができる。
2) 休日は週一回(日曜日)とするが、必要に応じて変更可とする。

(営農計画と簿記の記帳)
第6条 我が家の営農と生活が調和のとれた姿で発展するように、営農計画及び生活設計を家族協議の上作成する。
なお、毎年度の経営目標の設定、経営成果の評価のため、農業簿記、家計簿等を記帳するものとする。

(将来の経営移譲)
第7条 経営主が65歳になったら、経営権及び経営用資産を経営主及び配偶者の合意に基づき後継者に移譲する。

(住まい方、健康維持、介護)
第8条
1) お互いのプライバシー（お金、時間の使い方）を尊重しつつ、家族生活の円滑化を図る。一年に一回は家族全員が総合検診に行く。
2) 後継者の結婚を機に敷地内別居をするが、両親に介護の必要が生じたときは愛情と責任を持ってあたる。

(家事分担)
第9条 家事、育児は後継者の配偶者が主に担当するが、そのための時間も労働時間として認める。必要に応じて役割を分担しあい、快適な生活をするために全員が思いやりの気持ちをもって力を出し合う。

(研修等)
第10条 経営発展のため、各種研修会、研究会、視察等に積極的に参加するようにする。

(その他必要な事項)
第11条 この協定に定めることのほか、必要な事項は家族全員で協議し決定する。なお、農業経営や生活及び家族の状況に変化が生じた場合は必要に応じて見直すものとする。

(付則) 1. この協定書は毎年1月に見直すものとする。
2. 本協定を証するために、それぞれ署名捺印をし、家内に見えやすく掲示する。

令和 〇年〇月〇日

<p>協定者 経営主 〇〇 〇〇 印</p> <p>経営主の配偶者 〇〇 〇〇 印</p> <p>後継者 〇〇 〇〇 印</p> <p>後継者の配偶者 〇〇 〇〇 印</p>	<p>立会人 〇〇県〇〇市農業委員会 会長 〇〇 〇〇 印</p> <p>〇〇県〇〇農業改良普及センター 所長 〇〇 〇〇 印</p>
---	---

◇ 女性の農業経営参画と社会参画がますます求められています!!

農林水産業の就業人口が減少し続ける中で、農林水産業にたずさわる女性の役割はますます重要になってきています。女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村を実現するためには、女性が経営や地域の方針策定に参画し、女性の声を反映させていくことが大切です！女性の認定農業者の割合が、法律に基づく計画に新たに位置付けられました。



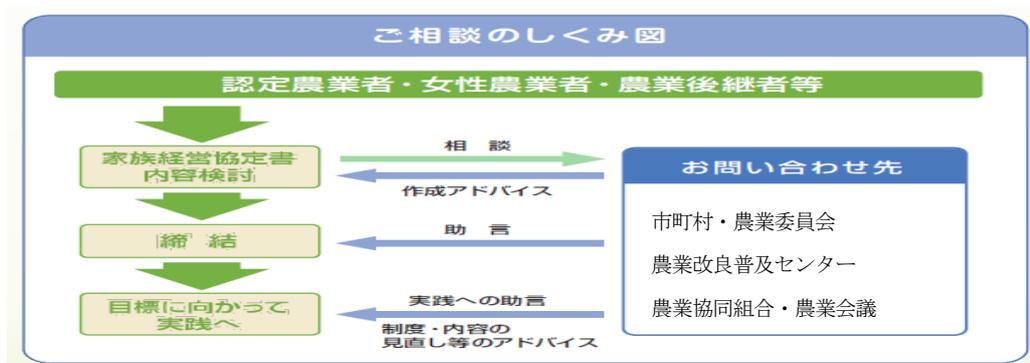
第5次男女共同参画基本計画(R2年12月閣議決定)における成果目標【農業分野】

項目		成果目標 (令和7(2025)年度)	現状 (最新値)
農業委員に占める女性の割合	女性委員が登用されていない組織数	0	243/1,697 (令和4(2022)年度)
	農業委員に占める女性の割合	20%(早期)、 更に30%を目指す	12.6% (令和4(2022)年度)
農業協同組合の役員に占める女性の割合	女性役員が登用されていない組織数	0	93/569 (令和3(2021)年度)
	役員に占める女性の割合	10%(早期)、 更に15%を目指す	9.3% (令和3(2021)年度)
土地改良区 (土地改良区連合を含む。)の理事に 占める女性の割合	女性理事が登用されていない組織数	0	3,911/4,199 (令和4(2022)年度)
	理事に占める女性の割合	10%	0.8% (令和4(2022)年度)
認定農業者数に占める女性の割合		5.50%	5.1% (令和3(2021)年度)
家族経営協定の締結数		70,000件	60,020件 (令和4(2022)年度)

「農業における女性の活躍推進」農林水産省

【宮城県内における女性の認定農業者の状況】令和4年3月末現在

管内	認定農業者 (市町村認定) (人) ^a	aのうち、女性を含むもの(人)	女性の登用率 (%)	成果目標(5.5%) 達成人数(人)
大河原	613	18	2.9	34
仙台	1,071	41	3.8	59
大崎	1,701	55	3.2	94
栗原	615	18	2.9	34
登米	763	44	5.8	42
石巻	773	7	0.9	43
気仙沼	82	3	3.7	5
合計	5,618	186	3.3	311



お問合せ・ご相談は
各農業改良普及センター・宮城県農政部農業振興課・一般社団法人宮城県農業会議